

文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付要綱

平成30年5月29日
文化庁長官決定
平成30年7月30日
平成31年4月1日
令和3年4月1日
令和5年3月13日
令和6年5月27日
改 正

（通則）

第1条 文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）（以下「補助金」という。）の交付については、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件（平成12年文部省告示第57号。）、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件（平成12年文部省告示第58号。）、及び補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成14年文部科学省告示第53号。）、に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、文化財に関するデジタル技術等を活用した多言語解説を整備し、訪日外国人旅行者数の増加及び訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させることを目的とする。

（交付の対象となる補助事業者、経費等）

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額、補助金の交付のための手続き並びに補助事業終了後の手続きについては、この要綱に定めるもののほか、文化庁長官（以下「長官」という。）が定める補助要項によるものとする。

（申請の手続）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（これに添付すべき書類を含む。様式第1）を別に定める提出期限までに都道府県知事又は都道府県教育委員会を經由して長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知等）

第5条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2）を補助事業者に送付するものとする。

- 2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 補助事業者が都道府県以外の者である場合は、長官は、その者に係る交付決定内容通知書（様式第6）を都道府県知事又は都道府県教育委員会に送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、速やかに補助事業者に対し補助金交付決定通知書（様式第2）を送付するものとする。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官（第5号にかかるものにあつては長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会）は、次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

- （1）補助事業者は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業者が都道府県である場合にあつては長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合にあつては都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して計画変更承認申請書（様式第3）を長官に提出し、その承認を受けなければならない。
 - ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。
- （2）長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがあること。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、補助事業者が都道府県である場合にあつては長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合にあつては都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- （4）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業者が都道府県である場合にあつては長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合にあつては都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- （5）補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに、補助事業者が都道府県である場合にあつては長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合にあつては都道府県知事又は都道府県教育委員会に提出しなければならないこと。
- （6）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならないこと。
- （7）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、長官の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- （8）前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があつた場合には、補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付すること。
- （9）補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を概算払いした場合の預金利子等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- （10）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- （11）補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあつては、20万円を限度として手持ちすることができること。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付の決定（第9条による変更交付決定を含む。以下、第11条第1項及

び第12条において同じ。)の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した文書(様式第4)を都道府県知事又は都道府県教育委員会を經由して長官に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いをする場合は、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。)の法令の定めに基づいて実施しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 長官は、第6条第1号ア又はイに該当し、計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書(様式第5)を補助事業者に送付するものとする。

2 補助事業者が都道府県以外の者である場合は、長官は、その者に係る変更交付決定内容通知書(様式第7)を都道府県知事又は都道府県教育委員会に送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、速やかに補助事業者に対し補助金交付決定変更通知書(様式第5)を送付するものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業者が都道府県である場合にあっては長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会に実績報告書(これに添付すべき書類を含む。様式第8)により当該補助事業の成果を報告しなければならない。

2 補助事業が完了せずに補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了する場合には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、会計年度終了時点までの事業実績および翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書類を長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会に提出しなければならない。

3 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条第1項第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第9)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 都道府県知事又は都道府県教育委員会は、補助事業者が都道府県教育委員会以外の者である場合に係る補助金の額の確定を行った場合には、補助金の額の確定に関する報告書(様式第12)に実績報告書の「写」を添えて長官に送付するものとする。

4 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

5 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、

未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付等)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第11)を都道府県知事又は都道府県教育委員会に提出しなければならない。

2 都道府県知事又は都道府県教育委員会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 長官は、第6条第1項第3号に該当し補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が適正化法、適正化法施行令、若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 長官は、第1項の第1号から第3号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第11条第5項の規定を準用する。

(状況報告及び調査)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、長官及び都道府県知事又は都道府県教育委員会の要求があったときには速やかに補助事業状況報告書(様式10)を長官に提出しなければならない。

2 長官及び都道府県知事又は都道府県教育委員会は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(補助金調書)

第16条 補助事業者(地方公共団体に限る。)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(別紙様式第13)を作成しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第17条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

（電磁的方法による通知等）

第18条 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。

(様式第1)

第 号
年 月 日

文化庁長官

殿

申 請 者
所 在 地
代表者氏名

年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付申請書

年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

事業の名称	
補助事業経費	事業費 円
補助事業の着手及び完了の予定期日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付を受けようとする補助金の額	円 (補助対象経費 円の %)
その他参考となるべき事項	

(記載上の注意)

別紙として、以下の書類を添付すること。

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. 補助事業に係る文化財の概要
4. 事務担当者連絡先
5. 申請団体（補助事業者）に関する書類
 - (1) 申請団体の概要
 - (2) 申請団体の規約等

(注) 消費税法上の課税事業者である場合は、文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付要綱第4条第2項に基づき申請すること。

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。

担当者
連絡先

補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付決定することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。

（注） 補助事業者が都道府県である場合には、上記の部分を「次のとおり交付決定することにしたので、」と書き替えるものとする。

年 月 日

知 事 ・ 教 育 委 員 会
(文化庁長官)

1. この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付け 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は（「下記のとおり修正するほか」）申請書記載の事業計画とする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円
3. 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。

補助金の確定額は、第2項の補助対象経費の実支出額（債務の確定した支出予定額を含む。）の合計額又は補助金の額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。
4. 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。
5. 補助事業者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、適正化法、適正化法施行令（昭和30年政令第255号）及び文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付要綱（平成30年5月29日文化庁長官決定）の規定に従わなければならない。
6. 交付条件は、第5項に定めるほか、次のとおりである。
 - (1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書を都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に提出し、その承認を受けなければならない。
 - ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

- (2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に申請し、その承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に提出しなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、長官の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (8) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付する。
- (9) 補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を概算払いした場合の預金利子等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならない。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。
- (11) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならない。
ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあつては、20 万円を限度として手持ちすることができる。
- (12) 補助事業を行うために締結する契約等については、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村（特別区を含む。）の法令の定めに基づいて実施しなければならない。
- (注) 用紙は日本産業規格 A 4 とする。

担当者 連絡先

(様式第3)

第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で国庫補助金の交付の決定を受けた下記の事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう関係資料を添えて申請します。

記

事業の名称	
変更の理由	
変更の内容	
変更により増（減）額 すべき国庫補助金の額	

（記載上の注意）

別紙として、事業計画書（該当部分について変更前及び変更後を2段書きするなど判別しやすくすること）を添付すること。

（注）用紙は日本産業規格A4とする。

担当者
連絡先

(様式第4)

第 号
年 月 日

文化庁長官

殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付申請の取下げ書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました 年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条の規定により、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 年 月 日
2. 補助金の交付の申請を取り下げようとする理由

(記載上の注意)

第9条に基づき、変更して交付決定があった場合には、補助金交付決定変更通知書に記載の日付、記号、番号及び同交付決定通知書の受領年月日によること。

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。

担当者
連絡先

(様式第 5)

第 号

補助金交付決定変更通知書

(補助事業者名)

年 月 日付け 第 号で計画変更承認申請のあった 年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、年 月 日付け 第 号の交付決定を次のとおり変更して交付することを決定したので、適正化法第 8 条の規定により通知する。

年 月 日

知 事 ・ 教 育 委 員 会
(文化庁長官)

1. この補助金の変更交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2. この変更交付決定に伴い、前記 1 の事業に係る補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費及び補助金の額

補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円
今回変更する補助金の額	円

3. 上記のほか補助金の額の確定の方式、交付条件等は、年 月 日付け 第 号の交付決定通知書の第 4 項から第 7 項までのとおりとする。

(注) 用紙は日本産業規格 A 4 とする。

担当者
連絡先

(様式第6)

文 化 資 源 活 用 事 業 費 補 助 金 交 付 決 定 内 容 通 知 書

〔 都道 府県 〕		(科目)								
補助事業者	名 称	事業 内容	補助額	補 助 率	支 払 計 画				修正決定	
			総経費 (雑収入)		1－四	2－四	3－四	4－四	申請→決定	
			円 ----- ()	%	千円	千円	千円	千円		
			----- ()							
			----- ()							
			----- ()							
			----- ()							
			----- ()							
			----- ()							
			----- ()							

(注) 用 紙 は 日本産業規格 A4 と す る 。

(様式第7)

文化資源活用事業費補助金変更交付決定内容通知書

[都道府県]

(科目)

補助事業者	名 称 (前回交付決定年月日)	事業 内 容	補 助 額	補 助 率	支 払 計 画				変 更 交 付 決 定 の 内 容	
			----- 総 経 費 (雑 収 入)		1 - 四	2 - 四	3 - 四	4 - 四	前 回 交 付 決 定	→ 今 回 の 変 更 交 付 決 定
			_____ 円 ()	%	千円	千円	千円	千円	(補 助 額) 円	(補 助 額) 円
	(平成 年 月 日)		今 回 変 更	増 (減) 額 円						
			_____ 円 ()	%						
	(平成 年 月 日)		今 回 変 更	増 (減) 額 円						
			_____ 円 ()	%						
	(平成 年 月 日)		今 回 変 更	増 (減) 額 円						
			_____ 円 ()	%						
	(平成 年 月 日)		今 回 変 更	増 (減) 額 円						

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第 8)

第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

※補助事業者が都道府県である場合にあっては長官

補助事業者が都道府県以外の者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会
と記載すること

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付を受けた下記の事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事 業 の 名 称	
補助事業の実施期間	年 月 日着手 年 月 日完了
補助金の交付決定額 と そ の 精 算 額	交付決定額 円 精 算 額 円 不 用 額 円

(記載上の注意)

別紙として、以下の書類を添付すること。

1. 補助事業経費収支精算書（交付申請書添付書類「補助事業に係る収支予算書」の様式に準じる）
2. 補助事業の実施内容
3. 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
4. その他

(注) 文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付要綱第 9 条に基づき、変更して交付決定があった場合には、変更後の額によること。

(注) 消費税法上の課税事業者である場合は、文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付要綱第 10 条第 2 項に基づき報告すること。

(注) 用紙は日本産業規格 A 4 とする。

担当者
連絡先

(様式第 9)

第 号

年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）額の確定通知書

(補助事業者名)

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 1 5 条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

年 月 日

文化庁長官
(知事・教育委員会)

記

確定額

円

(注) 用紙は日本産業規格 A 4 とする。

担当者 連絡先

第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

補助事業状況報告書

年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）の交付を受けて施行中の補助事業について、下記のとおり報告します。

記

事業の名称		
補助事業の実施期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日（予定）	
補助事業の実施状況		
補助事業に要する 経費の状況	支出予算合計額	支出済額
	円	円
	備考	

（注）用紙は日本産業規格 A 4 とする。

担当者
連絡先

(様式第 11)

年 月 日

文化庁長官 殿

※補助事業者が都道府県である場合にあっては長官

補助事業者が都道府県以外の者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会
と記載すること

機 関 名

職 名

氏 名

年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）
に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 号をもって交付決定通知のあった文化資源活用事業費補助金について、
消費税等仕入控除税額が確定しましたので、文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事
業）交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金額（交付要綱第 11 条による額の確定額）

円

3. 補助金の確定時における補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

5. 補助金返還相当額（4－3）

円

担当者
連絡先

(様式第 12)

第 年 月 日 号

文化庁長官 殿

都道府県知事・都道府県教育委員会教育長

年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）の
額の確定に関する報告書

年度文化資源活用事業費補助金の額を下記のとおり確定しましたので報告します。

記

1. 交付決定どおりの額の確定を行ったもの

_____ 件 _____ 円

2. 減額をして額の確定を行ったもの

_____ 件 _____ 円

3. 額の確定内訳

区 分	補 助 事 業 者 名	交 付 決 定 額 (A)	支出官の 支 出 済 額 (B)	確 定 額 (C)	減額分 (A)－ (C)	返還額 (B)－ (C)	確 定 年 月 日	減額確定 をした理由

(注) 第 5 条第 2 項に基づき、変更して交付決定があった場合には、交付決定額（A）欄の額は、
変更後の額を記入すること。

用紙は日本産業規格 A 4 とする。

担当者
連絡先

(様式第 13)

補 助 金 調 書

年度

文部科学省 所管

(地方公共団体名)

国			地 方 公 共 団 体										
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出							備 考
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち国庫補助金 相 当 額	支出済額	うち国庫補助金 相 当 額	翌年度 繰越額	うち国庫補助金 相 当 額	

(記載要領)

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分においては目の細分まで）を記載すること。
なお、各省各庁の長が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することを禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
2. 「地方公共団体」の「科目」は歳入にあつては款、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
3. 「予算現額」は歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかに記載すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
5. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等にかかる補助金等についての調書の作成は、本表に準じること。
この場合においては、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって附記すること。

(注) 用紙は日本産業規格 A 4 とする。

担当者
連絡先